



# 金 沢 市 公 報

号外第20号

平成24年(2012年)6月29日

〒920 8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

| 目 次  | ページ |
|--|-----|
| <b>規 則</b>   |     |
| 金沢市におけるばい捨て等のない快適で美しいまちづくりの推進に関する条例施行規則<br>(市民参画課)                               | 1   |
| 金沢学生のまち市民交流館条例の施行期日を定める規則<br>( " )   | 6   |
| 金沢学生のまち市民交流館条例施行規則<br>( " )  | 6   |
| 金沢市地方競馬実施条例施行規則の一部を改正する規則<br>(農業振興課)   | 10  |
| 金沢市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則<br>(福祉総務課)  | 10  |
| 金沢市老人福祉法施行細則の一部を改正する規則<br>(長寿福祉課)  | 10  |
| 金沢市母子保健法施行細則の一部を改正する規則<br>(地域保健課)  | 10  |
| 金沢市における市民参画によるまちづくりの推進に関する条例施行規則及び金沢市における土地利用の適正化に関する条例施行規則の一部を改正する規則<br>(都市計画課) | 11  |

|  |    |
|--|----|
| 金沢市火災予防条例施行規則の一部を改正する規則<br>(予 防 課)             | 12 |
| 金沢市消防団規則の一部を改正する規則<br>(消防総務課)                  | 13 |
| <b>告 示</b>                                     |    |
| 金沢市指定文化財の修理事業等に関する補助金交付要綱の一部改正について<br>(文化財保護課) | 13 |
| 金沢市福祉タクシー利用料金助成事業要綱の一部改正について<br>(障害福祉課)        | 14 |
| <b>教育委員会規則</b>                                 |    |
| 教育委員会事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則<br>(教育総務課)        | 15 |
| 金沢市文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則<br>(文化財保護課)           | 15 |
| <b>公営企業訓令甲</b>                                 |    |
| 金沢市上寺津ダム操作規程の一部改正について<br>(企業総務課)               | 21 |

## 規 則

金沢市におけるばい捨て等のない快適で美しいまちづくりの推進に関する条例施行規則をここに公布する。

平成24年6月29日

金沢市長 山 野 之 義

### ●金沢市規則第52号

金沢市におけるばい捨て等のない快適で美しいまちづくりの推進に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、金沢市におけるばい捨て等のない快適で美しいまちづくりの推進に関する条例(平成24年条例第3号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(道路等の公共の場所)

第2条 条例第2条第6号に規定する規則で定める場所は、道路、公園、広場その他の屋外の公共の用に供する場所と一体的に使用されている場所であって、不特定多数の者が自由に利用することができるもののうち、市長が別に定める場所とする。

(標識等の設置)

第3条 市長は、条例第16条第1項の規定に基づきばい捨て等防止重点区域(以下「重点区域」という。)を指定したときは、その区域内に、当該重点区域である旨の標識又は標示を設置するものとする。

(軽微な変更)

第4条 条例第16条第5項に規定する規則で定める軽微な変更は、道路の拡幅による重点区域の拡大その他の重点区

域の範囲に実質的な変更を伴わない変更とする。

(ばい捨て等防止啓発指導員)

第5条 市長は、条例第19条第1項の規定による指導又は勧告及び同条第2項の規定による命令並びに条例第24条の規定による過料の処分に係る事務を行わせるため、ばい捨て等防止啓発指導員（以下「啓発指導員」という。）を置く。

2 啓発指導員は、市長が任命する。

3 啓発指導員は、第1項の事務に従事する場合は、身分証明書（様式第1号）を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(勧告及び命令)

第6条 条例第19条第1項の規定による勧告は、勧告書（様式第2号）により行うものとする。

2 条例第19条第2項の規定による命令は、命令書（様式第3号）により行うものとする。

(審査会の会議等)

第7条 金沢市ばい捨て等防止重点区域指定審査会（以下「審査会」という。）の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審査会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第8条 条例第4章及び前条に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

(告知及び弁明の機会の付与)

第9条 条例第24条の過料の処分に係る地方自治法（昭和22年法律第67号）第255条の3第1項の規定による告知及び弁明の機会の付与は告知書（様式第4号）により行うものとし、弁明は弁明書（様式第5号）により行うものとする。

(過料)

第10条 条例第24条の規定による過料の処分は、過料処分決定書（様式第6号）により行うものとする。

2 条例第24条の規定により処する過料の額は、1,000円とする。

(雑則)

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成24年7月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

(表)

|  |           |                   |
|--|-----------|-------------------|
| 写 真  | 身 分 証 明 書 | 第 号               |
|  |           | 所 属<br>職 名<br>氏 名 |
|  |           | 年 月 日生            |
| 上記の者は、金沢市におけるばい捨て等のない快適で美しいまちづくりの推進に関する条例第19条第1項の規定による指導又は勧告及び同条第2項の規定による命令並びに同条例第24条の規定による過料の処分に係る事務に従事する職員であることを証明します。 |           |                   |
| 年 月 日  | 金沢市長      | 印                 |

(裏)

金沢市におけるばい捨て等のない快適で美しいまちづくりの推進に関する条例 (抜粋)

(この欄には、金沢市におけるばい捨て等のない快適で美しいまちづくりの推進に関する条例第12条、第13条、第18条、第19条及び第24条の条文を記載すること。)

金沢市におけるばい捨て等のない快適で美しいまちづくりの推進に関する条例施行規則 (抜粋)

(この欄には、金沢市におけるばい捨て等のない快適で美しいまちづくりの推進に関する条例施行規則第5条の条文を記載すること。)

様式第2号 (第6条関係)

勸 告 書

第 号  
年 月 日

住所  
氏名

様

金沢市長

印

金沢市におけるばい捨て等のない快適で美しいまちづくりの推進に関する条例第19条第1項の規定により、次のとおり勧告します。

|       |  |
|-------|--|
| 日 時   |  |
| 場 所   |  |
| 勸告の理由 |  |
| 勸告の内容 |  |

様式第3号 (第6条関係)

## 命 令 書

第 号  
年 月 日

住所

氏名

様

金沢市長

印

金沢市におけるばい捨て等のない快適で美しいまちづくりの推進に関する条例第19条第1項の規定による勧告に従わなかったため、同条第2項の規定により、次のとおり必要な措置を講ずるよう命令します。

| 日 時   |  |
|-------|--|
| 場 所   |  |
| 違反の内容 |  |
| 措置の内容 |  |

この処分不服がある場合は、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に市長に対して異議申立てをすることができます。

また、処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

ただし、異議申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に提起しなければならないこととされています。

様式第4号 (第9条関係)

告 知 書

第 号  
年 月 日

住所

氏名

様

金沢市長

印

あなたが行った次の行為は、金沢市におけるばい捨て等のない快適で美しいまちづくりの推進に関する条例第24条の規定による過料の処分の対象となります。

|             |        |
|-------------|--------|
| 違反のあった日時    |        |
| 違反のあった場所    |        |
| 違反の内容       |        |
| 弁明の機会の付与の方式 | 弁明書の提出 |
| 弁明書の提出期限    |        |
| 弁明書の提出先     |        |

様式第5号 (第9条関係)

弁 明 書

年 月 日

(宛先) 金沢市長

住所

氏名

次のとおり、弁明書を提出します。

1 弁明の対象

金沢市におけるばい捨て等のない快適で美しいまちづくりの推進に関する条例第24条の規定による過料の処分について

2 弁明の内容

告知のとおり認め、弁明することはありません。

次のとおり弁明します。

|  |
|--|
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |

注意事項

- 1 代理人による弁明の場合は、委任状を添付してください。
- 2 弁明書と併せて、証拠書類等を提出することができます。
- 3 期限までに弁明書の提出がない場合は、弁明の機会を失います。

様式第6号(第10条関係)

過 料 処 分 決 定 書

第 号  
年 月 日

住所  
氏名 様

金沢市長 印

金沢市におけるばい捨て等のない快適で美しいまちづくりの推進に関する条例第24条の規定により、次のとおり過料に処する。

|          |        |
|----------|--------|
| 違反のあった日時 |        |
| 違反のあった場所 |        |
| 違反の内容    |        |
| 過料の額     | 1,000円 |

この処分に不服がある場合は、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に市長に対して異議申立てをすることができます。

また、処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に市を被告として(市長が被告の代表者となります。)提起することができます。

ただし、異議申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に提起しなければならないこととされています。

金沢学生のまち市民交流館条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成24年6月29日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第53号

金沢学生のまち市民交流館条例の施行期日を定める規則

金沢学生のまち市民交流館条例(平成24年条例第4号)の施行期日は、平成24年9月29日とする。

金沢学生のまち市民交流館条例施行規則をここに公布する。

平成24年6月29日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第54号

金沢学生のまち市民交流館条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、金沢学生のまち市民交流館条例(平成24年条例第4号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の意義の例による。

(活動の内容)

第3条 条例第8条に規定する金沢学生のまち市民交流館(以下「交流館」という。)の設置の目的に適合する活動として規則で定めるものは、次に掲げる活動とする。

- (1) 学生相互の交流活動
- (2) 学生と市民との交流活動
- (3) 本市と協働して行われているまちづくり活動
- (4) 町会その他の地域団体による地域社会の活性化のための活動
- (5) 高等教育機関による教育活動

(6) 前各号に掲げる活動のほか、市長が適当であると認める活動

(使用の申請)

第4条 条例第10条の規定により、交流館の会議室又は交流ホール（以下「会議室等」という。）の使用の承認を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、金沢学生のまち市民交流館使用申請書（様式第1号。以下「使用申請書」という。）により、市長に申請しなければならない。

(使用申請書の受付期間)

第5条 使用申請書の受付期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(1) 学生で構成する団体及び高等教育機関 会議室等を使用する日（引き続き2日以上使用する場合にあっては、当該会議室等の使用期間の最初の日。以下「使用日」という。）の3箇月前の日の属する月の初日から使用日の前日まで

(2) 前号に掲げるもの以外のもの 使用日の2箇月前の日の属する月の初日から使用日の前日まで

(使用期間)

第6条 会議室等を引き続き使用することができる期間は、2週間とする。ただし、市長が必要があると認めるときは、当該期間を超えて使用することができる。

(使用承認書の交付)

第7条 市長は、会議室等の使用を承認したときは、金沢学生のまち市民交流館使用承認書（様式第2号）を申請者に交付する。

(使用料の減免)

第8条 条例第14条の規定に基づき使用料の減免を受けようとする者は、金沢学生のまち市民交流館使用料減免申請書（様式第3号）により、市長に申請しなければならない。

(原状回復)

第9条 会議室等の使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、その使用を終えたときは、直ちに会議室等の設備等を原状に復さなければならない。

(使用者の遵守事項)

第10条 使用者は、条例に定めるもののほか、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 許可を受けずに寄附金の募集又は物品の販売、宣伝その他営利行為をしないこと。
- (2) 許可を受けずに印刷物等を掲示しないこと。
- (3) 所定の場所以外の場所で火気を使用しないこと。
- (4) 許可を受けずに所定の設備等以外の設備等を使用しないこと。
- (5) その他交流館の職員の指示に従うこと。

(入館の制限)

第11条 館長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入館を拒否し、又は退館を命ずることができる。

- (1) 風紀を乱し、又は乱すおそれがあると認められる者
- (2) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑となる物品又は動物の類を携帯する者
- (3) その他管理上支障があると認められる者

(雑則)

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成24年9月29日から施行する。

様式第1号 (第4条関係)

金沢学生のまち市民交流館使用申請書

年 月 日

(宛先) 金沢市長

申請者 所在地  
 団体名  
 代表者氏名

金沢学生のまち市民交流館を使用したいので、次のとおり申請します。

|           |                          |                           |                            |                             |
|-----------|--------------------------|---------------------------|----------------------------|-----------------------------|
| 行 事 の 名 称 |                          |                           |                            |                             |
| 行 事 の 内 容 |                          |                           |                            |                             |
| 使 用 の 日 時 | 年 月 日 ( 曜日) 午前・午後 時 分から  |                           | 年 月 日 ( 曜日) 午前・午後 時 分まで    |                             |
| 使 用 人 員   | 人                        |                           |                            |                             |
| 会 場 責 任 者 | 氏 名                      |                           |                            |                             |
|           | 連 絡 先                    |                           |                            |                             |
| 使 用 施 設   | 使 用 時 間 区 分              |                           |                            |                             |
|           | 午 前<br>(午前10時から正<br>午まで) | 午 後<br>(午後1時から午<br>後5時まで) | 夜 間<br>(午後6時から午<br>後10時まで) | 全 日<br>(午前10時から午<br>後10時まで) |
| 会 議 室 1   |                          |                           |                            |                             |
| 会 議 室 2   |                          |                           |                            |                             |
| 会 議 室 3   |                          |                           |                            |                             |
| 会 議 室 4   |                          |                           |                            |                             |
| 会 議 室 5   |                          |                           |                            |                             |
| 交 流 ホール   |                          |                           |                            |                             |
| 備 考       |                          |                           |                            |                             |

備考 該当する使用時間区分の欄に を記入してください。



様式第2号 (第7条関係)

収 第 号  
年 月 日

金沢学生のまち市民交流館使用承認書

所在地  
団体名  
代表者氏名 様

金沢市長 印

年 月 日付けで申請のあった金沢学生のまち市民交流館の使用について、次のとおり承認します。

|           |                          |                           |                            |                             |
|-----------|--------------------------|---------------------------|----------------------------|-----------------------------|
| 行 事 の 名 称 |                          |                           |                            |                             |
| 行 事 の 内 容 |                          |                           |                            |                             |
| 使 用 の 日 時 | 年 月 日 ( 曜日) 午前・午後 時 分から  |                           | 年 月 日 ( 曜日) 午前・午後 時 分まで    |                             |
| 使 用 人 員   | 人                        |                           |                            |                             |
| 会 場 責 任 者 | 氏 名                      |                           |                            |                             |
|           | 連絡先                      |                           |                            |                             |
| 使 用 施 設   | 使 用 時 間 区 分              |                           |                            |                             |
|           | 午 前<br>(午前10時から正<br>午まで) | 午 後<br>(午後1時から午<br>後5時まで) | 夜 間<br>(午後6時から午<br>後10時まで) | 全 日<br>(午前10時から午<br>後10時まで) |
| 会 議 室 1   |                          |                           |                            |                             |
| 会 議 室 2   |                          |                           |                            |                             |
| 会 議 室 3   |                          |                           |                            |                             |
| 会 議 室 4   |                          |                           |                            |                             |
| 会 議 室 5   |                          |                           |                            |                             |
| 交 流 ホ ー ル |                          |                           |                            |                             |
| 条 件       |                          |                           |                            |                             |

様式第3号 (第8条関係)

金沢学生のまち市民交流館使用料減免申請書

年 月 日

(宛先) 金沢市長

申請者 所在地  
団体名  
代表者氏名 印

金沢学生のまち市民交流館の使用料の減免を受けたいので、次のとおり申請します。

|             |                         |  |                         |   |
|-------------|-------------------------|--|-------------------------|---|
| 行 事 の 名 称   |                         |  |                         |   |
| 行 事 の 内 容   |                         |  |                         |   |
| 使 用 の 日 時   | 年 月 日 ( 曜日) 午前・午後 時 分から |  | 年 月 日 ( 曜日) 午前・午後 時 分まで |   |
| 使 用 す る 施 設 |                         |  |                         |   |
| 使 用 料 の 額   |                         |  |                         | 円 |
| 減 免 申 請 額   |                         |  |                         | 円 |
| 申 請 の 理 由   |                         |  |                         |   |

金沢市地方競馬実施条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年6月29日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第55号

金沢市地方競馬実施条例施行規則の一部を改正する規則

金沢市地方競馬実施条例施行規則（昭和52年規則第2号）の一部を次のように改正する。

第65条の2第7項中「ナンドロロン」の次に「及びボルデノン」を加える。

附 則

この規則は、平成24年7月1日から施行する。

金沢市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年6月29日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第56号

金沢市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

金沢市児童福祉法施行細則（平成8年規則第61号）の一部を次のように改正する。

別表第1の備考第2項中「昭和40年法律第33号」の次に「。同法第84条にあつては、所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第6号）第1条の規定による改正前の所得税法第84条」を加える。

別表第2の備考第2項及び別表第3の備考第2項中「、所得税法」の次に「（同法第84条にあつては、所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第6号）第1条の規定による改正前の所得税法第84条）」を加える。

別表第4の備考第3項中「、所得税法」の次に「（同法第84条にあつては、所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第6号）第1条の規定による改正前の所得税法第84条）」を加え、同備考第7項第1号中「いない世帯」の次に「（自立援助ホームの入所児童は単身世帯とみなす。）」を加え、同備考第10項中「母子生活支援施設」の次に「若しくは児童養護施設」を加える。

附 則

- 1 この規則は、平成24年7月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1から別表第4までの規定は、平成24年7月分からの徴収金について適用し、同年6月分までの徴収金については、なお従前の例による。

金沢市老人福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年6月29日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第57号

金沢市老人福祉法施行細則の一部を改正する規則

金沢市老人福祉法施行細則（平成8年規則第65号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「その税額の年額区分が次の額であるもの」を「その所得税の額の区分が次の区分に該当するもの」に改め、同表の備考第1項本文中「の額」を削り、同備考第2項中「昭和40年法律第33号」の次に「。同法第84条にあつては、所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第6号）第1条の規定による改正前の所得税法第84条」を加え、同項第2号中「第41条の3の2第4項」を「第41条の3の2第1項及び第4項」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成24年7月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第2の備考第2項（各号列記以外の部分に限る。）の規定は、平成24年7月分からの徴収金について適用し、同年6月分までの徴収金については、なお従前の例による。

金沢市母子保健法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年6月29日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第58号

金沢市母子保健法施行細則の一部を改正する規則

金沢市母子保健法施行細則（平成8年規則第62号）の一部を次のように改正する。

別表の備考第2項中「昭和40年法律第33号」の次に「。同法第84条にあっては、所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第6号）第1条の規定による改正前の所得税法第84条」を加え、同項第2号中「第41条の3の2第4項」を「第41条の3の2第1項及び第4項」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成24年7月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の備考第2項（各号列記以外の部分に限る。）の規定は、平成24年7月分からの徴収金について適用し、同年6月分までの徴収金については、なお従前の例による。

金沢市における市民参画によるまちづくりの推進に関する条例施行規則及び金沢市における土地利用の適正化に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年6月29日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第59号

金沢市における市民参画によるまちづくりの推進に関する条例施行規則及び金沢市における土地利用の適正化に関する条例施行規則の一部を改正する規則

（金沢市における市民参画によるまちづくりの推進に関する条例施行規則の一部改正）

第1条 金沢市における市民参画によるまちづくりの推進に関する条例施行規則（平成12年規則第95号）の一部を次のように改正する。

第9条の見出しを「（中高層の建築物等）」に改め、同条中「第14条第1項」を「第14条第1項第2号」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 条例第14条第1項第3号に規定する規則で定める施設は、次の表の左欄に掲げる地域内において、同表の右欄に定める施設とする。

| 地 域                         | 施 設  |
|-----------------------------|--|
| (1) 第1種低層住居専用地域             | 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第7号及び第8号に掲げる営業の用に供する建築物（以下「風俗営業建築物」という。）並びに深夜営業集客施設 |
| (2) 第2種低層住居専用地域             |  |
| (3) 第1種中高層住居専用地域            |  |
| (4) 第2種中高層住居専用地域            |  |
| (5) 第1種住居地域                 |  |
| (6) 第2種住居地域                 |  |
| (7) 準住居地域                   |  |
| (8) 前各号に掲げる地域の周辺10メートル以内の地域 |  |

備考 この表において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域又は準住居地域 都市計画法第8条第1項第1号に掲げる第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域又は準住居地域をいう。
- (2) 深夜営業集客施設 通常の営業時間が午前零時から日出時までの時間に重なる施設で、次に掲げるもの（風俗営業建築物に該当するものを除く。）をいう。
  - ア 物品販売業を営む店舗又は飲食店
  - イ 遊技場
  - ウ その他ア及びイに掲げる施設に類するもので市長が必要があると認めるもの

第12条第2項第2号イ中「ものの建築」の次に「（条例第14条第1項第4号に掲げる開発事業に該当する建築を除く。）」を加え、同号ウ中「の建築」の次に「（条例第14条第1項第3号又は第4号に掲げる開発事業に該当す

る建築（新築に限る。）を除く。）を加え、同項第4号イ及びウ中「ものの用途の変更」の次に「（条例第14条第1項第3号又は第4号に掲げる開発事業に該当する用途の変更を除く。）」を加え、同号エ中「変更」の次に「（条例第14条第1項第3号又は第4号に掲げる開発事業に該当する用途の変更を除く。）」を加える。

別表第2中「年金資金運用基金 地方住宅供給公社 土地開発公社 日本勤労者住宅協会」を「地方住宅供給公社 土地開発公社」に改める。

様式第6号中「あて先」を「宛先」に、

「金沢市における市民参画によるまちづくりの推進に関する条例第14条第1項の規定により、面積が3,000㎡以上の土地に係る開発事業の実施計画書を提出します。」

「金沢市における市民参画によるまちづくりの推進に関する条例第14条第1項の規定により、面積が3,000㎡以上の土地中高層の建築物の建築畜舎、葬儀場等ペット霊園の新設等に係る開発事業の実施計画書を提出します。」に改める。

（金沢市における土地利用の適正化に関する条例施行規則の一部改正）

第2条 金沢市における土地利用の適正化に関する条例施行規則（平成12年規則第97号）の一部を次のように改正する。

第7条の見出しを「（中高層の建築物等）」に改め、同条第1項中「第6条第1項」を「第6条第1項第2号」に改め、同条に次の1項を加える。

3 条例第6条第1項第3号に規定する規則で定める施設は、次に掲げる施設とする。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第7号及び第8号に掲げる営業の用に供する建築物
- (2) 通常の営業時間が午前零時から日出時までの時間に重なる施設で、次に掲げるもの
  - ア 物品販売業を営む店舗又は飲食店
  - イ 遊技場
  - ウ その他ア及びイに掲げる施設に類するもので市長が必要があると認めるもの

第10条第2項第1号ア中「建築の」を「建設の」に改め、同項第2号イ中「ものの建築」の次に「（条例第6条第1項第4号に掲げる開発事業に該当する建築を除く。）」を加え、同条第4号イ及びウ中「ものの用途の変更」の次に「（条例第6条第1項第3号又は第4号に掲げる開発事業に該当する用途の変更を除く。）」を加える。

別表第2中「年金資金運用基金 地方住宅供給公社 土地開発公社 日本勤労者住宅協会」を「地方住宅供給公社 土地開発公社」に改める。

様式第6号中「あて先」を「宛先」に、

「金沢市における土地利用の適正化に関する条例第6条第1項の規定により、面積が1,500㎡以上の土地に係る開発事業の実施計画書を提出します。」

「金沢市における土地利用の適正化に関する条例第6条第1項の規定により、面積が1,500㎡以上の土地中高層の建築物の建築畜舎、葬儀場等ペット霊園の新設等に係る開発事業の実施計画書を提出します。」に改める。

附 則

この規則は、平成24年7月1日から施行する。

金沢市火災予防条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年6月29日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第60号

金沢市火災予防条例施行規則の一部を改正する規則

金沢市火災予防条例施行規則（昭和37年規則第36号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第11条第3項」の次に「、第11条の2第2項」を加え、同項の表中「変電設備」の次に「、急速充電設備」を加える。

附 則

この規則は、平成24年12月1日から施行する。

金沢市消防団規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年6月29日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第61号

金沢市消防団規則の一部を改正する規則

金沢市消防団規則（平成3年規則第5号）の一部を次のように改正する。

別表第1金沢市第二消防団の表小坂分団の項中「三池町」を「三池町 三池新町 三池栄町」に改める。

附 則

この規則は、平成24年7月1日から施行する。

告 示

●金沢市告示第181号

金沢市指定文化財の修理事業等に関する補助金交付要綱（昭和53年告示第41号）の一部を次のように改正する。

平成24年6月29日

金沢市長 山 野 之 義

題名を次のように改める。

金沢市指定文化財の修理事業等及び選定保存技術の保存事業に関する補助金交付要綱

第1条中「修理事業等」の次に「及び選定保存技術の保存事業」を加える。

第2条に次の1項を加える。

2 この要綱において「選定保存技術」とは、金沢市文化財保護条例の規定により選定された金沢市選定保存技術をいう。

第3条中「管理責任者」の次に「及び選定保存技術の保存事業を行う当該選定保存技術の保持者又は保存団体の代表者」を加える。

第4条中「修理事業等」の次に「及び選定保存技術の保存事業」を加え、「別表」を「別表第1及び別表第2」に改める。

別表を次のように改める。

別表第1（第4条関係）

| 補助事業の種類         | 範 囲          | 補 助 金 の 額  |  |
|-----------------|--------------|--|--|
|                 |              | 金沢市指定文化財   | 重要文化財等   |
| (1) 有形文化財修理復旧事業 | 建造物の修理又は復旧工事 | 補助事業に要する経費（以下「補助事業費」という。）の75パーセントに相当する額以内の額とする。ただし、当該補助事業が災害その他特別の事情による場合は、当該補助事業費の90パーセントに相当する額以内の額で市長が別に定める額とする。 | 文化庁長官が承認した補助事業費から国庫補助金を控除した額の25パーセントに相当する額以内の額とする。 |
|                 | 美術工芸品（書      | 補助事業費の70パーセント  |  |

|                     |                |  |   |
|---------------------|----------------|--|---|
|                     |                | 跡、典籍、古文書、考古資料及び歴史資料を含む。)の修理又は復旧            | に相当する額以内の額とする。ただし、当該補助事業が災害その他特別の事情による場合は、当該補助事業費の90パーセントに相当する額以内の額で市長が別に定める額とする。 |
| (2) 無形文化財保存事業       |                | 芸能保存のための記録作成又は芸能用具等の製作補修<br>工芸技術保存のための記録作成 |   |
| (3) 民俗文化財修理復旧保存事業   | 有形民俗文化財修理復旧事業  | 民俗資料等の修理又は復旧                               | 文化庁長官が承認した補助事業費から国庫補助金を控除した額の25パーセントに相当する額以内の額とする。                                |
|                     | 無形民俗文化財保存事業    | 記録作成又は風俗慣習用具、民俗芸能用具等の製作補修                  |   |
| (4) 記念物修理復旧等事業      | 史跡修理復旧等事業      | 修理若しくは復旧工事、環境保全工事又は維持管理のための施肥、消毒等          | 文化庁長官が承認した補助事業費から国庫補助金を控除した額の25パーセントに相当する額以内の額とする。                                |
|                     | 名勝修理復旧等事業      |  |   |
|                     | 天然記念物修理復旧等事業   |  |   |
| (5) 防災施設等設置修理保守点検事業 | 防災施設設置修理保守点検事業 | 火災、盗難等の防災施設の設置工事若しくは修理工事又は保守点検             |   |
|                     | 保存施設設置修理事業     | 収蔵保存施設の設置工事又は修理工事                          |   |

別表第1の次に次の1表を加える。

別表第2 (第4条関係)

| 補助事業の種類    | 範 囲                                | 補 助 金 の 額  |
|------------|------------------------------------|--|
| 選定保存技術保存事業 | 選定保存技術の伝承者の養成、保存のための記録作成又は用具等の製作補修 | 補助事業費の70パーセントに相当する額以内の額とする。ただし、当該補助事業が災害その他特別の事情による場合は、当該補助事業費の90パーセントに相当する額以内の額で市長が別に定める額とする。 |

附 則

この告示は、平成24年7月1日から施行し、平成24年度分からの補助金について適用する。

●金沢市告示第182号

金沢市福祉タクシー利用料金助成事業要綱(昭和54年告示第34号)の一部を次のように改正する。

平成24年6月29日

金沢市長 山 野 之 義

第3条第2項第2号中「市町村民税の所得割の額」を「地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）の額（同法第314条の7第1項並びに同法附則第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定により控除されるべき金額があるときは当該金額を加算し、地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法第292条第1項第8号に規定する扶養親族（16歳未満の者に限る。以下「扶養親族」という。）及び同法第314条の2第1項第11号に規定する特定扶養親族（19歳未満の者に限る。以下「特定扶養親族」という。）があるときは同号に規定する額（扶養親族に係るもの及び特定扶養親族に係るもの（扶養親族に係る額に相当するものを除く。）に限る。）に同法第314条の3第1項に規定する所得割の税率を乗じて得た額を控除するものとする。」に改める。

附 則

この告示は、平成24年7月1日から施行する。

## 教 育 委 員 会 規 則

教育委員会事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年6月29日

金沢市教育委員会委員長 佐 藤 秀 紀

### ●金沢市教育委員会規則第5号

教育委員会事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則

教育委員会事務の補助執行に関する規則（平成13年教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号に次のように加える。

オ 指定文化財の管理に関する勧告に従わない場合の公表に係る保護審議会への諮問

カ 指定文化財の管理に関する勧告に従わない場合の公表

キ 金沢市選定保存技術（以下「選定保存技術」という。）の選定及びその保持者又は保存団体の認定に係る保護審議会への諮問

ク 選定保存技術の選定及びその保持者又は保存団体の認定

ケ 選定保存技術の選定の解除及びその保持者又は保存団体の認定の解除に係る保護審議会への諮問

コ 選定保存技術の選定の解除及びその保持者又は保存団体の認定の解除

附 則

この規則は、平成24年7月1日から施行する。

金沢市文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年6月29日

金沢市教育委員会委員長 佐 藤 秀 紀

### ●金沢市教育委員会規則第6号

金沢市文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則

金沢市文化財保護条例施行規則（昭和48年教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第1条中「金沢市文化財保護条例（昭和48年条例第8号。以下「条例」という。）」を「条例」に改め、同条を第1条の2とし、第1条として次の1条を加える。

（趣旨）

第1条 この規則は、金沢市文化財保護条例（昭和48年条例第8号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2条の見出しを「（指定の同意書）」に改め、同条中「教育委員会」を「金沢市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」に改める。

第3条中「第1条」を「第1条の2」に、「再交付申請書」を「指定書再交付申請書」に、「又は破損した指定書」を「若しくは破損した指定書」に改める。

第4条中「第9条第1項に規定する」を「第10条第1項の規定による」に改める。

第5条中「第9条第3項に規定する」を「第10条第3項の規定による」に改める。

第6条の見出しを「(現状変更等の承認申請)」に改め、同条第1項中「第10条」を「第12条第1項」に、「無形民俗文化財」を「民俗文化財」に、「現状変更の」を「現状変更等(現状変更又は保存に影響を及ぼす行為をいう。以下同じ。)」に、「指定文化財現状変更承認申請書」を「指定文化財現状変更等承認申請書」に改め、同条第2項各号列記以外の部分を次のように改める。

条例第12条第2項の維持の措置の範囲は、次に掲げる場合とする。

第6条第2項第1号中「破損して」を「毀損して」に、「現状変更の」を「現状変更等の」に、「現状変更後の現状」を「現状変更等後の原状」に改め、同項第2号中「破損して」を「毀損して」に、「破損の」を「毀損の」に改める。

第7条の見出しを「(現状変更等の着手及び終了の報告)」に改め、同条第1項中「前条の規定による現状変更」を「条例第12条第1項の規定による現状変更等」に、「現状変更に着手し、及びこれ」を「現状変更等」に改める。

第13条中「条例」を「条例第4章」に改め、同条を第20条とし、第12条を第19条とし、第11条を第18条とする。

第10条中「条例第14条に規定する文化財保護審議会」を「金沢市文化財保護審議会」に改め、同条を第17条とする。

第9条の見出しを「(指定文化財台帳の備付)」に改め、同条中「様式第7号」を「様式第9号」に改め、同条を第11条とし、同条の次に次の5条を加える。

(選定書)

第12条 条例第20条第3項において準用する条例第7条第3項の規定により交付する選定書は、様式第10号によるものとする。

(選定の同意書)

第13条 条例第20条第3項において準用する条例第5条第4項の規定による選定保存技術の選定についての同意をした者は、選定同意書(様式第11号)を教育委員会に提出するものとする。

(選定書の再交付申請)

第14条 第12条の選定書の交付を受けた者は、その選定書を紛失し、汚損し、又は破損したときは、選定書再交付申請書(様式第12号)に、紛失したことを証するに足りる文書又は汚損し、若しくは破損した選定書を添えて、速やかに教育委員会に申請するものとする。

(保持者の氏名変更等の届出)

第15条 条例第22条において準用する条例第10条第1項の規定による届出は、様式第13号によるものとする。

2 条例第22条において準用する条例第10条第3項の規定による届出は、様式第14号又は様式第15号によるものとする。

(選定保存技術台帳の備付)

第16条 教育委員会は、選定保存技術台帳(様式第16号)を備え、必要な事項を記録するものとする。

第8条中「第11条第1項」を「第15条第1項」に改め、同条を第10条とし、第7条の次に次の2条を加える。

(指定有形民俗文化財の現状変更等の届出)

第8条 条例第13条第1項の規定による届出は、様式第7号によるものとする。

2 条例第13条第1項の規定による届出をした者は、当該届出に係る現状変更等を終了したときは、遅滞なくその旨を教育委員会に報告するものとする。

3 前項の終了の報告には、その結果を明示する写真又は見取図を添えるものとする。

(修理の届出)

第9条 条例第14条の規定による届出は、様式第8号によるものとする。

2 条例第14条の規定による届出をした者は、当該届出に係る修理を終了したときは、遅滞なくその旨を教育委員会に報告するものとする。

3 前項の終了の報告には、その結果を明示する写真又は見取図を添えるものとする。

本則に次の1条を加える。

(雑則)

第21条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

様式第1号中「(第1条関係)」を「(第1条の2関係)」に改める。

様式第5号の2中「あて先」を「宛先」に、「住所及び」を「所在地及び」に改める。

様式第6号を次のように改める。



様式第6号 (第6条関係)

|  |       |
|--|-------|
|  | 年 月 日 |
| <p>(宛先) 金沢市教育委員会</p> <p style="text-align: right; margin-right: 20px;">所有者等 住 所<br/>氏 名 <span style="float: right;">⑩</span></p> <p style="text-align: right; margin-right: 20px;">〔団体にあつては、所在地、<br/>名称及び代表者の氏名〕</p> <p style="text-align: center;">指定文化財現状変更等承認申請書</p> <p>下記のとおり金沢市指定文化財の現状変更等をしたいので、申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 指定文化財の種別</li> <li>2 指定文化財の名称及び員数</li> <li>3 指定書の記号、番号及び指定年月日</li> <li>4 所在の場所</li> <li>5 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所</li> <li>6 現状変更等を必要とする理由</li> <li>7 現状変更等の内容及び実施の方法</li> <li>8 現状変更等を実施するため、現在の場所を変更するときは変更後の所在の場所</li> <li>9 現状変更等の着手及び終了の予定時期</li> <li>10 現状変更等に係る工事等施行者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに所在地</li> <li>11 その他参考となる事項</li> </ol> |       |

様式第7号中「(第9条関係)」を「(第11条関係)」に改め、同様式を様式第9号とし、同様式の前に次の2様式を加える。

様式第7号 (第8条関係)

|  |       |
|--|-------|
|  | 年 月 日 |
| <p>(宛先) 金沢市教育委員会</p> <p style="text-align: right; margin-right: 20px;">所有者等 住 所<br/>氏 名 <span style="float: right;">⑩</span></p> <p style="text-align: right; margin-right: 20px;">〔団体にあつては、所在地、<br/>名称及び代表者の氏名〕</p> <p style="text-align: center;">指定有形民俗文化財現状変更等届</p> <p>下記のとおり金沢市指定有形民俗文化財の現状変更等をしたいので、届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 指定有形民俗文化財の種別</li> <li>2 指定有形民俗文化財の名称及び員数</li> <li>3 指定書の記号、番号及び指定年月日</li> <li>4 所在の場所</li> <li>5 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所</li> <li>6 現状変更等を必要とする理由</li> <li>7 現状変更等の内容及び実施の方法</li> <li>8 現状変更等を実施するため、現在の場所を変更するときは変更後の所在の場所</li> <li>9 現状変更等の着手及び終了の予定時期</li> <li>10 現状変更等に係る工事等施行者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに所在地</li> <li>11 その他参考となる事項</li> </ol> |       |

様式第8号 (第9条関係)

年 月 日

(宛先) 金沢市教育委員会

住所  
所有者等 氏名 印

〔団体にあつては、所在地、  
名称及び代表者の氏名〕

指定文化財修理届

下記のとおり金沢市指定文化財の修理をしたいので、届け出ます。

記

- 1 指定文化財の種類
- 2 指定文化財の名称及び員数
- 3 指定書の記号、番号及び指定年月日
- 4 所在の場所
- 5 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所
- 6 修理を必要とする理由
- 7 修理の内容及び実施の方法
- 8 修理を実施するため、現在の場所を変更するときは変更後の所在の場所
- 9 修理の着手及び終了の予定時期
- 10 修理に係る修理施工者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに所在地
- 11 その他参考となる事項

様式に次の7様式を加える。

様式第10号 (第12条関係)

|             |                  |             |             |        |   |         |
|-------------|------------------|-------------|-------------|--------|---|---------|
|             | 選<br>定<br>す<br>る | 基<br>づ<br>き | 右<br>を      | 名<br>称 |   | (記号・番号) |
|             |                  | 金<br>沢<br>市 | 金<br>沢<br>市 |        | 選 |         |
|             |                  | 選<br>定      | 文<br>化<br>財 |        | 定 |         |
|             | 年                | 保<br>存      | 保<br>護      |        | 書 |         |
|             | 月                | 技<br>術      | 条<br>例      |        |   |         |
| 金<br>沢<br>市 | 日                | に           | に           |        |   |         |
| 印           |                  |             |             |        |   |         |

様式第11号 (第13条関係)

|   |
|---|
| 年 月 日                                   |
| (宛先) 金沢市教育委員会                           |
| 保持者 住 所<br>氏 名 ④                        |
| 〔保存団体にあつては、所在地、<br>名称及び代表者の氏名〕          |
| 選定保存技術選定同意書                             |
| 私の保持する次の技術又は技能を、金沢市選定保存技術に選定することを同意します。 |
| 記                                       |
| 名称                                      |

様式第12号 (第14条関係)

|   |
|---|
| 年 月 日                                     |
| (宛先) 金沢市教育委員会                             |
| 保持者 住 所<br>氏 名 ④                          |
| 〔保存団体にあつては、所在地、<br>名称及び代表者の氏名〕            |
| 選定書再交付申請書                                 |
| 下記のとおり、金沢市選定保存技術選定書を紛失(破損)したので、再交付を申請します。 |
| 記   |
| 1 選定保存技術の名称                               |
| 2 選定書の記号・番号                               |
| 3 選定の年月日                                  |
| 4 保持者の氏名又は保存団体の名称                         |
| 5 紛失(破損)の年月日                              |
| 6 紛失(破損)の状況                               |
| 7 その他参考となる事項                              |

様式第13号 (第15条関係)

|  |       |
|--|-------|
|  | 年 月 日 |
| <p>(宛先) 金沢市教育委員会</p> <p style="text-align: right; margin-right: 100px;">保持者 住 所<br/>氏 名 <span style="float: right;">㊟</span></p> <p style="text-align: right; margin-right: 100px;">〔保存団体にあつては、所在地、<br/>名称及び代表者の氏名〕</p> <p style="text-align: center;">選定保存技術保持者又は保存団体変更（保持者（保存団体）氏名等変更）届</p> <p>次のとおり金沢市選定保存技術の保持者の氏名又は保存団体の名称を変更、保持者又は保存団体の住所を変更したので届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 選定保存技術の名称</li> <li>2 選定書の記号・番号</li> <li>3 選定の年月日</li> <li>4 内容</li> </ol> |       |

様式第14号 (第15条関係)

|  |       |
|--|-------|
|  | 年 月 日 |
| <p>(宛先) 金沢市教育委員会</p> <p style="text-align: right; margin-right: 100px;">保持者の相続人の 住 所<br/>氏 名 <span style="float: right;">㊟</span></p> <p style="text-align: center;">保 持 者 死 亡 届</p> <p>金沢市選定保存技術の保持者が死亡したので、次のとおり届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 選定保存技術の名称</li> <li>2 選定書の記号・番号</li> <li>3 選定年月日</li> <li>4 保持者の住所及び氏名</li> <li>5 保持者の死亡年月日</li> </ol> |       |

様式第15号 (第15条関係)

|   |       |
|---|-------|
|   | 年 月 日 |
| <p>(宛先) 金沢市教育委員会</p> <p style="text-align: right; margin-right: 100px;">保存団体の元代表者等の 住 所<br/>氏 名 <span style="float: right;">㊟</span></p> <p style="text-align: center;">保存団体解散（消滅）届</p> <p>金沢市選定保存技術の保存団体が解散（消滅）したので、次のとおり届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 選定保存技術の名称</li> <li>2 選定書の記号・番号</li> <li>3 選定年月日</li> <li>4 保存団体の所在地及び名称</li> <li>5 保存団体の解散（消滅）年月日</li> </ol> |       |

様式第16号 (第16条関係)

| 金 沢 市 選 定 保 存 技 術 台 帳 |     |
|-----------------------|-----|
| 事 項                   | 記 事 |
| 1 名称                  |     |
| 2 選定書の記号・番号           |     |
| 3 選定年月日及び告示番号         |     |
| 4 保持者の氏名又は保存団体の名称     |     |
| 5 保持者の住所又は保存団体の所在地    |     |
| 6 選定の理由               |     |
| 7 時代                  |     |
| 8 由来・由緒               |     |
| 9 その他参考となる事項          |     |
| 10 備考                 |     |

附 則

この規則は、平成24年7月1日から施行する。

**公 営 企 業 訓 令 甲**

●金沢市公営企業訓令甲第3号

企 業 局

金沢市上寺津ダム操作規程（昭和50年公営企業訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

平成24年6月29日

金沢市公営企業管理者 糸 屋 吉 廣

別表第2中

|      |         |           |              |    |
|------|---------|-----------|--------------|----|
| 「 駒帰 | 金沢市駒帰町  | 犀川ダム管理事務所 | サイレン (7.5HP) | 」を |
| 「 駒帰 | 金沢市駒帰町  | 犀川ダム管理事務所 | サイレン (7.5HP) | 」に |
| 辰巳駒帰 | 金沢市駒帰町  | 犀川ダム管理事務所 | スピーカ (擬似音)   |    |
| 鷺原   | 金沢市鷺原町  | 犀川ダム管理事務所 | スピーカ (擬似音)   |    |
| 下鷺原  | 金沢市下鷺原町 | 犀川ダム管理事務所 | スピーカ (擬似音)   |    |

改める。

平成24年(2012年)6月29日 印刷  
平成24年(2012年)6月29日 発行  
定価 120円

発行人  
発行所  
印刷所 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市  
金 沢 市 役 所  
(株) 共 栄